

令和 7 年

第 1 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 7 年 1 月 2 4 日 午後 1 時 3 0 分から
場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子	9 番 守 屋 智
2 番	1 0 番 加 藤 敏 郎
3 番	1 1 番 渡 邊 康 弘
5 番 山 口 秀 雄	1 2 番 仲出川 治 幸
6 番 鈴 木 洋 有	1 3 番 石 井 雅 浩
7 番 平 原 則 子	1 5 番 柳 田 進
8 番 青 木 貞 治	1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

2 番 吉 川 幸 夫 3 番 竹 内 裕 一

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 吉 川 京 男 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 木 村 公 哉
書 記 久保田 徳 人

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 大磯町の平均的農地賃借料について

報告第 2 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和7年第1回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、12番仲出川治幸委員と13番石井雅浩委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、議案第41号2番から4番につきましては、借り手が同一のため一括で審議します。

書記 議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の決定につきましては、議案書2ページの新規設定4件で、場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。

大磯町長より令和7年1月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第41号1番を朗読》

書記 議案第41号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の露地畑1筆です。借り手は認定新規就農者で、農地を借りることで農地の集約化と農業経営の拡大が図られると考えられます。

なお、1月15日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第41号1番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第41号1番の農地について、1月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、すでに借りている農地2筆に隣接しており、農地を借りることで農地の集約化と農業経営の拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の集約化と農業経営の拡大が図られるとのことです。

議長 では、議案第41号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第41号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第41号1番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第41号2番から4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第41号2番から4番を朗読》

書記 議案第41号2番から4番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は寺坂地区の遊休化した露地畑7筆です。借り手は、寺坂地区に2年前に新規参入した農業法人で、借り手が継続して農地を借りることで遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月15日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第41号2番から4番につきましては、現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第41号2番から4番の農地について、1月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は耕作放棄地となっていた露地畑で、法人が借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことですね。

議長 では、議案第41号2番から4番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地の賃借料について、1番については賃借料が1万円、2番から4番については単価が1万円となっているが、賃借料や単価はどのように決めているのですか。

書記 基本的には貸し手と借り手が協議して決めています。1番については、賃借料を年間1万円という借り手の希望を貸し手が了承しました。2番から4番については、貸し手が1反（1,000㎡）当たり1万円をお願いされたので、この単価を基に賃借料を決めました。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第41号2番から4番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第41号2番から4番は原案とおり決定いたしました。

議長 以上で議案第41号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に報告第1号「大磯町の平均的農地賃借料について」を事務局より説明をお願いします。

書記 報告第1号「大磯町の平均的農地賃借料について」は議案書3ページをご覧ください。

事務局

《報告第 1 号を朗読》

書記 令和 6 年 1 月から令和 6 年 1 2 月までの大磯町の 1 0 アール（1 反≒ 1, 0 0 0 m²）当たりの平均的農地賃借料につきましては、田の賃借料は 1 3, 0 0 0 円、畑の賃借料は 1 2, 0 0 0 円となりました。

なお、平均的農地賃借料につきましては農地法第 5 2 条に基づき、農地の賃借料情報を告示し、町のホームページにも掲載する予定です。

議長 ただ今の報告第 1 号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 先ほどの議案で賃借料のことを聞きましたが、借り手と貸し手が協議して決めると言いましたが、この平均的農地賃借料はどういうふうに使われるのですか。

書記 宅地などの不動産と異なり農地については価格や賃借料の基準がありません。そこで、1 年間の売買価格や賃借料のデータから平均値を算出して、金額設定の目安としています。平均的農地賃借料は、令和 6 年 1 月から令和 6 年 1 2 月までの間に賃貸借を行っている農地のすべての賃借料の平均値を算出したものです。算出の際に、突出して高額のものや低額のあるものはデータから除外しました。

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議長 次に報告第 2 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」事務局より説明をお願いします。

書記 報告第 2 号 1 番につきましては、議案書 4 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 3 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 2 号 1 番を朗読》

書記 報告第 2 号 1 番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、1 月 1 5 日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行い、農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第 2 号 1 番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番委員（石井） 13番の石井です。報告第2号1番の農地について、1月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

農地は全体的にきちんと耕作されていましたが、特例農地の一部が接道として使われていますので農地所有者に改善するよう指導をお願いします。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わりにします。

議長 次に、報告第3号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書5ページと6ページの5件でございます。

事務局 《報告第3号1番から5番を朗読》

書記 報告第3号1番から5番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番から5番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書7ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の4ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号1番を朗読》

書記 報告第4号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第1回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時30分)